平成２１年（フ）第１５７号
長野県松本市蟻ケ崎台７番10号
債務者　手塚　直美
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１００号
岐阜県可児市清水ケ丘５丁目７番地
債務者　浅野美佐子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第１０１号
岐阜県可児市下恵土600番地１
債務者　辻内由紀子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第１８７号
滋賀県高島市新旭町太田2225番地43
債務者　福家　広之
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９２号
滋賀県甲賀市土山町徳原83番地
債務者　安田巳重子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４９号
滋賀県栗東市御園1886番地
債務者　野呂美智子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７７号
滋賀県甲賀市水口町宇田487番地
債務者　西川　幸榮
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０２号
滋賀県草津市草津４丁目２番28号　平凡荘101号室、前住所滋賀県彦根市肥田町915番地29　２―105号
債務者　宮園　純徳
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２７号
兵庫県加古川市尾上町口里209番地の21
債務者　三木　健二
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４７９号
兵庫県姫路市網干区新在家1350番地８メゾンパルレ601、従前の住所兵庫県姫路市大津区天満994番地
債務者　加納由起子（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５１０号
兵庫県加古川市加古川町粟津17番地の１ジュネス粟津Ⅰ―206号
債務者　塩川　正人
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６１号
鳥取県西伯郡大山町名和495番地１
債務者　宮川　善行
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第６５号
鳥取県西伯郡大山町名和495番地１
債務者　宮川　純子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１５３号
鳥取県米子市河崎1286番地５
債務者　織花　清美
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１０７０号
広島市西区井口２丁目26番15―104号
債務者　佐々木啓二
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０１号
広島県尾道市木ノ庄町木門田701―８、住民票上の住所岡山市東区政津1023番地２
債務者　山本　哲生
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１１２号
広島県尾道市美ノ郷町三成3225番地２　まんぷく加工センター内
債務者　盛沢　國和
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１１３号
広島県三原市須波西町765番地424
債務者　山下　美幸
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係